

# K-Report

2021年 3月 1日発行  
第11巻 第3号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙  
■住所  
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階  
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>  
FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 料率が見直される各制度

毎年度の変わり目は様々な制度の料率が見直される時期となりますが、既に変更の有無が発表されている制度がありますのでお知らせします。変更時期は各制度で異なりますのでご注意ください。

#### 【1】協会けんぽの保険料率

協会けんぽは1月26日に全国健康保険協会運営委員会を開催し、その中で2021年度の都道府県別健康保険料率案が示されていましたが、2月6日に各都道府県の健康保険料率が正式に発表されました。保険料率の変更は3月分（4月納付分）からとなります。

##### 《愛知県健康保険料率》

改正前 ⇒ 9.88%

改正後 ⇒ 9.91% (引き上げ)

なお、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に掛かる介護保険料率（全国一律）は以下のように変更されています。

保険料率の変更は健康保険料率と同様に、3月分（4月納付分）からです。

##### 《介護保険料率》

改正前 ⇒ 1.79%

改正後 ⇒ 1.80% (引き上げ)

#### 【2】雇用保険の料率

令和3年度の雇用保険料率について、令和2年度の料率を据え置くこととする厚生労働省の告示が2月12日にされました。

これにより、令和3年度の雇用保険料率は、今年度と同じく次のとおりとなりました。

- ・ 一般の事業 ⇒ 9/1,000  
(労働者負担: 3/1,000、事業主負担: 6/1,000)
- ・ 農林水産及び清酒製造の事業 ⇒ 11/1,000  
(労働者負担: 4/1,000、事業主負担: 7/1,000)
- ・ 建設の事業 ⇒ 12/1,000  
(労働者負担: 4/1,000、事業主負担: 8/1,000)

## 2. 労務管理の基礎知識

### ■ 男女雇用機会均等法のポイント

#### 婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等

均等法第9条では、女性労働者の結婚・妊娠・出産退職制、女性労働者の結婚を理由とする解雇、女性労働者の妊娠・出産等厚生労働省令で定める事由を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止しています。定められている事由は次のとおりです。

#### 【厚生労働省令で定める事由】

- ・ 妊娠または出産したこと。
- ・ 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）を求め、又は当該措置を受けたこと。
- ・ 産前休業を請求し、若しくは産前休業をしたこと又は産後の就業制限の規定により就業できず、若しくは産後休業をしたこと。
- ・ 軽易な業務への転換を請求し、又は軽易な業務に転換したこと。
- ・ 事業場において変形労働時間制がとられる場合において1週間又は1日について法定労働時間を超える時間について労働しないことを請求したこと、時間外若しくは休日について労働しないことを請求したこと、深夜業をしないことを請求したこと又はこれらの労働をしなかったこと。
- ・ 育児時間の請求をし、又は育児時間を取得したこと。
- ・ 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと。等



女性労働者を妊娠中又は産後1年以内に解雇することは、事業主が妊娠等を理由とする解雇でないことを証明しない限り無効とされています。

## 3. 所長コラム

### ■ 差別

「女性っていうのは競争意識が強い。誰か1人が手をあげて言うと、自分も言わなきゃいけないと思うんでしょ。それで、みんな発言されるんです」。「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間のある程度規制をしないとなかなか終わらないので困る、と言っておられた。誰が言ったとは言わないが」。

昭和30年生まれの僕も森喜朗前東京オリ・パラ組織委員会会長と同じく男性中心の社会で暮らしてきました。そういう社会では、本音の話し合いは会食などの裏の会合で行い、公式の場では決まったことに皆が従う、という流れで物事が動いてきました。先月号で掲載したファミリーマートの総菜ブランド「お母さん食堂」が「男性は仕事、女性が家事」という考えが日本に残るとして名称変更を求められる昨今です。（この点は私自身馬鹿げてると思う）

平等や多様性を大事にするオリンピックの精神があるからこそオリンピック・パラリンピックはすばらしい。しかし、大会のトップで顔になる人が、オリンピックの精神の根底をひっくり返すような発言をすれば退任も当然です。

これが機会となって日本社会の平等意識が変わる…、かも知れない。



スポーツを通じて調和のとれた人間を育成し、異なる文化を理解するとともに相互理解を深めることによって、平和な社会の創造に寄与するというオリンピズムの思想に基づいてオリンピック憲章は定められています。